

青森県報

号外第五十三号

平成二十七年
五月二十九日
(金曜日)

目次

規則

- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一
- 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一
- 青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (同) …… 三
- 訓令
- 青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 四

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十一号イ中「第六条の第二十項及び第七条の第二第六項」を「第六条の第二第五項、第七条の第二第六項及び第七条の六第三項」に改め、同号口中「第六条の第二十一項」を「第六条の第二第六項及び第七条の六第四項(これらの規定を」に

改め、「建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の」を削り、同号八中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号(これらの規定を」に、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同号二中「同条第十項」を「第九条第十項」に、「同条第十三項」を「第九条第十三項」に改め、同号ホ中「及び第三項」の下に「(これらの規定を第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに同条第五項」を「第十二条第五項」に改め、「徴収」の下に「並びに第十二条第六項(第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」の規定による物件の提出の要求」を加え、同項第十一号の三イ中「第十七条第十号」を「第十七条第十二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「若しくは第三項」の下に「若しくは第百三十七条の十六第一号」を加える。

第五条第三号中「第三号様式又は第四号様式」を削る。

第六条中「中地域県民局の所管区域(弘前市の区域を除く。)」並びに「西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の所管区域」を「青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域」に改める。

第六条の二中「第五号様式」を「第三号様式」に改める。

第六条の三中「第五条の四第二項」を「第五条の六第四項」に、「第六号様式」を「第四号様式」に改める。

第七条中「第七号様式」を「第五号様式」に改める。

第八条中「本条」を「この条」に、「第八号様式」を「第六号様式」に改める。

第九条中「第九号様式」を「第七号様式」に改める。

第十二条第一項中「第十号様式」を「第八号様式」に改め、同条第二項中「第十一号様式」を「第九号様式」に改め、同条第三項中「第十二号様式」を「第十号様式」に改める。

第十五条第一項の表中「第十三号様式」を「第十一号様式」に、「第十四号様式」を「第十二号様式」に、「第十五号様式」を「第十三号様式」に改める。

第十七条中第五十号を第五十五号とし、第四十号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、同条第三十九号中「第七十七条の三十五の十五第一項」を「第七十七条の三十五の二十一第一項」に改め、同条第四十四号とし、同条第三十八号中「第七十七条の三十五の十四第二項」を「第七十七条の三十五の十九第二項」に改め、同条第四十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

四十三 法第七十七条の三十五の二十第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととしたとき。

第十七条第三十七号中「第七十七条の三十五の十四第一項」を「第七十七条の三十五の十九第一項」に改め、同条第四十一号とし、同条第三十六号中「第七十七条の三十五の十三第一項」を「第七十七条の三十五の十八第一項」に改め、同条第四十号とし、同条第三十五号を第三十六号とし、同条の次に次の三号を加える。

三十七 法第七十七条の三十五の六第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関の業務区域の増加又は減少を認可したとき。

三十八 法第七十七条の三十五の八第二項又は第三項の規定による届出があつたとき。

三十九 法第七十七条の三十五の十六第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に関し監督上必要な命令をしたとき。

第十七条第三十四号を削り、同条第三十三号を第三十五号とし、第三十二号を第三十四号とし、第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

三十二 法第七十七条の三十第一項の規定により指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関し監督上必要な命令をしたとき。

第十七条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を削り、第二十六号を第二十八号とし、第八号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 法第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関を指定し、及び同項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせるとき。

第十七条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の二第一項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定確認検査機関を指定したとき。

第二十六条中「第十六号様式」を「第十四号様式」に改める。

第二十八条中「第十七号様式」を「第十五号様式」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第5条関係)

建築主事 殿		建築主 住所		年 月 日	
不適格建築物報告書		氏名			
1 敷地の位置	地名 地番 用途 防火 防犯	防火・埋防火・指定なし	その他の区域、地域、地区、街区		
2 用途	この申請に係る部分の用途				
3 建築物新築年月日					
4 基礎及び	年月日	(A) 基礎面積	(B) この申請時までの増減	(C) この申請値	(D) (B)+(C)
5 敷地	面積 (m ²)			(E) (A)+(D)+(C)	(F) 増加率 (E)÷(A)
6 建築面積	面積 (m ²)				
7 延べ面積	面積 (m ²)				
8 不適格建築物	条 格 係 数				
9 不適格建築物	条 格 係 数				
10 参考事項	a 作業場 (m ²)				
	非作業場 (m ²)				
	合計 (m ²)				
	不適格原動機出力 (kW)				

注

- 10欄については、必要に応じて、外壁及び軒裏の構造などを記入してください。
- 2 建築主の氏名を自署する場合は、押印を有することになります。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第三号様式及び第四号様式を削り、第五号様式を第三号様式とし、第六号様式から第十七号様式までを二様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条及び第六条第四項」を「から第六条まで及び第七条第四項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第五条第二項及び第六条第一項」に、「ちよう付しなければ」を「貼付しなければ」に改める。

第八条を削り、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「訂正し、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者に免許証を書換え交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（免許証及び免許証明書の書換え交付）

第五条 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証明書）の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項（法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により免許証（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証明書）の書換え交付を申請しようとする者は、写真

を貼付した書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならぬ。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にあつては、免許証明書）を書き換えて、当該申請をした者に交付する。

第十九条第一号中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第四号様式中「第15条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄中ネをラとし、ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、カをタとし、ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、同欄又中「まで」の下に「及び第七項」を加え、「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に、「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同又を同欄ヲとし、同欄リを同欄ルとし、同欄チ中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改め、同チを同欄又とし、同欄中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、ハをホとし、口をニ

とし、同欄イ中「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改め、同イを同欄八とし、同欄にイ及び口として次のように加える。

イ 第三条第一項第三号の規定による保存建築物の指定に関する事。

ロ 第三条第一項第四号の規定による建築物又は保存建築物の原形の再現の認定に関する事。

別表第一建築住宅課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同欄八中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄中口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 第三百三十七条の十六第二号の規定による建築物の移転の認定に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十七年六月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	------------------------------------------	--------------------------------